

第73回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

連結持分変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

小野薬品工業株式会社

上記事項につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ono.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制

1. 業務の適正を確保するための体制の基本方針

当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針として、取締役会において決議している事項の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 全社的なコンプライアンス体制を整備、確立するために「コンプライアンス・プログラム規程」を制定する。
- ② コンプライアンス体制を推進するために、コンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンス委員会を組織する。コンプライアンス上の重要な問題は、コンプライアンス委員会において審議し、その結果を取締役に報告する。
- ③ 取締役および従業員等がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告する体制を構築する。
- ④ コンプライアンス上の問題の未然防止、早期是正のために、社内および社外（弁護士事務所等）にコンプライアンス相談窓口を設置する。
- ⑤ ③または④により報告・相談された事項については、内部監査部門等が調査した上、コンプライアンス委員会で審議する。コンプライアンス委員会は、再発防止策を協議・決定するとともに、全社的に再発防止策を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報については、担当取締役が法令および社内規程に基づき文書を作成し、保存および管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、製品の品質・安全性、安全衛生、環境、災害および情報セキュリティ等に係るリスク管理については、それぞれ社内規則に基づき関連部署にて手順書の作成・配布、研修等を行うことにより対応する。
- ② 経営に著しく影響を与えると判断されるリスクあるいは組織横断的なリスクについては、取締役社長以下、担当取締役、各部門の責任者等で構成する会議においてリスク状況の監視および対応を行う。不測の事態が発生した場合には、必要に応じて取締役社長が関係者を招集し、速やかに問題の解決に当たる。
- ③ 各部門固有のリスク対応については、各部門が必要に応じて対応手順書の整備などを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を原則毎月1回定例に、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行う。

- ② 取締役会の効率化を図るため、取締役社長以下、各部門を担当する取締役、関連部門の責任者等を構成員とする経営会議等において、経営戦略や喫緊の経営課題、重要な業務執行に係る問題、全社的な業務執行に係る問題、各部門からの重要な報告事項について検討・審議し、必要に応じて取締役会に検討結果を具申・上程する。

(5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社企業グループの経営を管理する部署を設け、関連部署と協力しながら子会社管理を行う。子会社に対しては、定期的に業務報告を求めるとともに、当社からの役員派遣や日常的な取引等を通じて子会社の取締役の職務執行状況を把握する。
- ② 子会社の法令遵守体制・リスク管理体制全般については、必要に応じて当社が助言・指導を行う。子会社の存続に係るようなリスク、当社に著しい損失を及ぼすおそれのある子会社のリスクについては、当社が関与して対策を検討する。
- ③ 当社の子会社の職務執行体制は、各社の事業内容、事業規模あるいは当社事業との係り等を勘案しながら、機動的な業務執行が行われるよう整備する。
- ④ 子会社のコンプライアンス推進体制については、子会社管理の一環として、各社の事業内容、事業規模、事業環境等に応じて適切に体制を整備するよう助言・指導するとともに、定期的に運用状況の報告を求める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査業務については内部監査部門が連携・協力するとともに、監査役の職務を補助する監査役会事務担当者を置く。監査役から要請があったときは、監査役を補助する専任かつ取締役から独立した従業員を配置する。
- ② 監査役の職務を補助すべき従業員を配置した場合、その者の人事は監査役から事前に意見を聴取し、独立性を確保するなど、監査役の職務の執行に支障をきたすことのないよう配慮する。

(7) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役社長は、監査役と協議の上、次に定める事項を監査役に報告する体制を整備する。
 - (a) 経営会議で決議された事項
 - (b) 当社企業グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (c) 毎月の経営状況として重要な事項
 - (d) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - (e) 当社および子会社の重大な法令・定款違反
 - (f) コンプライアンス相談窓口への通報状況および内容
 - (g) その他コンプライアンス上重要な事項

- ② 従業員は、子会社に役員として派遣されている場合または子会社に出向している場合も含め、前項（b）および（e）に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接通報することができるものとする。
- ③ 取締役社長は、監査役による子会社監査に協力する。
- ④ 当社および子会社の役員・従業員が、コンプライアンス相談窓口を利用したことや監査役に対して直接通報したことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

（８） その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と取締役社長、担当取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ② 監査役の職務の執行に必要な費用は、年間予算を確保するとともに、別途必要となった場合は、監査役の請求に基づき適切に処理する。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。内部統制に関する主な取り組みの内容は、以下のとおりであります。

（１） コンプライアンス体制

- ・コンプライアンス委員会は監査役出席の下、年４回開催され、コンプライアンスに関する課題の把握およびその対応策を検討いたしました。また、企業理念やミッションステートメントの浸透を図る取り組みやコンプライアンス意識の向上を目的とした取り組みを継続的に行っています。また、テレワークの普及に伴うコンプライアンス上の留意点を周知するなど、新たな働き方に対応した施策を行いました。
- ・コンプライアンス通報・相談窓口は、社内および社外（弁護士事務所と専門会社）に設置しており、それぞれ匿名での利用を認めています。また、通報・相談窓口を利用したことを理由に不利益な扱いを受けない旨周知しています。なお、当社のコンプライアンス通報・相談窓口は、消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」に登録されています。

（２） 情報の保存および管理体制

- ・経営会議等、主要な会議の運営状況は、経営企画部が把握しており、各会議の事務局が議事録の作成、回覧、保存管理をしています。
- ・稟議規程に基づき決裁された業務案件については、稟議決裁記録の保存管理をしています。
- ・各種規制により情報の記録、保管等が求められている業務については、社内規程や標準作業手順書等を整備し、情報の保存管理をしています。
- ・営業秘密の管理、訴訟手続対応および業務効率化等（情報の有効活用）を目的とした「情報・文書管理規程」の浸透や情報・文書管理意識の向上を図るための研修等を実施しています。

(3) リスク管理体制

- ・平常時のリスク管理については、社内規程の整備、関連部署における研修等を実施するとともに、業務監査部（内部監査部門）による監査を実施するなど、リスク発生の未然防止に努めています。
- ・また、情報セキュリティ対策として、新たに情報セキュリティ統括責任者を設置するなど、事故発生時の迅速な対応の実現を目指した管理体制の再構築を行いました。
- ・全社的なリスクマネジメント（ERM）に関しては、リスクマネジメント委員会が重大リスク対応計画の進捗状況のモニタリング等を行っており、取締役会においても報告がなされています。また、危機対応の具体化・深化を図るため、具体的な事例を想定した仮想訓練等を実施しました。

(4) 効率的職務執行体制

- ・取締役会は、取締役会規則において付議基準を明確にする一方、重要な案件については、経営会議等の会議体において事前に多面的かつ慎重な審議を行い論点を整理するなど、取締役会の効率的な運営、業務執行の的確性の確保に努めています。
- ・取締役会の実効性向上を目的にした取締役および監査役による自己評価を通じて、取締役会の構成・運営等の継続的な見直しを行っています。
- ・業務執行については、執行役員制度の導入、決裁制度の整備と適切な権限委譲等により、経営の効率化、意思決定の迅速化に努めています。

(5) グループ管理体制

- ・子会社の経営状態、役員等の派遣状況は、経営企画部が管理しており、子会社の情報は、派遣している役員等や子会社との業務取引の窓口となっている当社関連部署から入手する体制となっています。
- ・海外でのさらなる事業展開を見据え、当社企業グループの経営管理に係るグローバルポリシー等の整備を進めています。
- ・子会社の業務執行体制、リスク管理体制、コンプライアンス推進体制については、当社から派遣している役員等を通して監督しています。

(6) 監査役監査体制

- ・監査役監査の効率性、実効性を高めるため、業務監査部（内部監査部門）が監査業務について連携・協力し、監査役会事務担当者が監査役の職務を支援しています。
- ・監査役は経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて議事録や稟議書等の決裁書類を閲覧しています。
- ・監査役に対して、コンプライアンス通報・相談窓口への通報状況の報告を行い、子会社監査に協力するなど、監査役監査の環境整備に努めています。
- ・監査役の職務執行が円滑に行われるよう、監査役会と取締役社長との意見交換会を定期的に実施しています。

連結持分変動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素
2020年4月1日残高	17,358	17,229	△44,737	48,030
当期利益				
その他の包括利益				20,064
当期包括利益合計	－	－	－	20,064
自己株式の取得			△5	
自己株式の処分		△38	38	
剰余金の配当				
株式報酬取引		40		
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替				△5,795
所有者との取引額等合計	－	2	32	△5,795
2021年3月31日残高	17,358	17,231	△44,705	62,299

	利益剰余金	親会社の所有者に 帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
2020年4月1日残高	524,605	562,484	5,538	568,022
当期利益	75,425	75,425	72	75,497
その他の包括利益		20,064	6	20,070
当期包括利益合計	75,425	95,488	78	95,567
自己株式の取得		△5		△5
自己株式の処分		0		0
剰余金の配当	△22,461	△22,461	△6	△22,467
株式報酬取引		40		40
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	5,795	－		－
所有者との取引額等合計	△16,666	△22,426	△6	△22,432
2021年3月31日残高	583,363	635,547	5,610	641,157

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 当社および子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる記載および注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

オノ・ファーマ・ユーエスエー インク

オノ・ファーマ・ユーケー・リミテッド

韓国小野薬品工業(株)

台灣小野薬品工業股份有限公司

小野薬品ヘルスケア(株)

オノ ベンチャー インベストメント インク

オノ ベンチャー インベストメント ファンド I エルピー

東洋製薬化成(株)

(株)ビーブランド・メディコーデンタル

小野薬品ヘルスケア(株)、オノ ベンチャー インベストメント インク、オノ ベンチャー インベストメント ファンド I エルピー、オノ ベンチャー インベストメント サブシディアリー I エルエルシーの4社については、新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当社グループは、すべての子会社を連結の範囲に含めております。

なお、東洋製薬化成(株)の持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 1社

持分法適用会社の名称

(株)ナミコス

当社グループは、すべての関連会社について持分法を適用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準および評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

(i) 当初認識および測定

金融資産のうち売上債権等は、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しております。金融資産は公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。金融資産の通常の方法による売買はすべて、決済日基準により認識および認識の中止を行います。通常の方法による売買とは、市場における規則または慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しが要求される金融資産の購入または売却をいいます。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。純損益を通じて測定する金融資産の取引費用は、純損益に認識しております。

(ii) 分類および事後測定

(a) 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定しております。実効金利法による償却および認識を中止した場合の利得または損失は、連結損益計算書において損益として認識しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

以下の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に分類しております。

- ・ 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを指定した資本性金融商品は、当初認識後、公正価値で測定しその変動を、その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動として、その他の資本の構成要素に含めております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識を中止した場合、当該金融資産に係る公正価値の純変動の累積額を直ちに利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、支払を受ける株主の権利が確定した時に、連結損益計算書において損益として認識しております。

(d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品、およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動を連結損益計算書において損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅したか、譲渡されたか、または実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

(iv) 金融資産の減損

期末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しており、償却原価で測定される金融資産に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。具体的には、信用リスクが当初認識時点以降に著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方、信用リスクが当初認識時点以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。信用リスクが著しく増加しているか否かの判断は、各期末日ごとに当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるか否かの評価を行う際は、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。なお、金融資産に係る信用リスクが期末日時点で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識時点以降に著しく増大していないと評価しております。また、予想信用損失は、契約上、企業に支払われるべき金額と企業への受取が見込まれる金額との差額の割引現在価値に基づいて測定しております。ただし、売上債権等については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無に関わらず、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る貸倒引当金の繰入額および貸倒引当金を減額する事象が発生した場合の戻入額は、連結損益計算書において損益として認識しております。

②デリバティブ

当社グループは、為替レートの変動によるリスクに対処するため、デリバティブとしての先物為替予約を契約しております。為替予約は、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。為替予約の公正価値変動は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の取得原価には、原材料、直接労務費およびその他の直接費用ならびに関連する製造間接費を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価および販売に要する見積費用を控除して算定しております。

(3) 有形固定資産および無形資産の評価基準、評価方法および減価償却方法

①有形固定資産（使用権資産を除く）

当社グループは、有形固定資産の測定方法として原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、資産除去債務の当初見積額等が含まれます。有形固定資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始しております。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目の見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15～50年
機械装置及び運搬具	4～15年
工具器具及び備品	2～20年

なお、見積耐用年数および減価償却方法等は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

②無形資産

(i) 個別に取得した無形資産

当社グループは、無形資産の測定方法として原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上しております。ただし、個別に取得した耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で計上しております。

無形資産の償却は、使用可能となった時点から開始しております。耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能でない無形資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却を行っております。主要な資産項目の見積耐用年数は以下のとおりであります。

販売権	8～17年
ソフトウェア	3～8年

販売権の償却費の算定に用いる見積耐用年数は、特許権の有効期間等を考慮して決定しております。

なお、見積耐用年数および償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(ii) 自己創設無形資産（内部発生の研究開発費）

開発（または内部プロジェクトの開発局面）における支出は、以下のすべてを立証できる場合に限り、資産として認識することとしております。

- (a) 使用または売却できるように無形資産を完成させることの、技術上の実行可能性
- (b) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却するという意図
- (c) 無形資産を使用または売却できる能力
- (d) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- (e) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用または売却するために必要となる、適切な技術上、財務上およびその他の資源の利用可能性
- (f) 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

当社グループは、医療用医薬品の認可および開発活動に関連したリスクと不確実性により、規制当局からの販売承認を得ない限り、無形資産を認識する資産計上規準は満たされないと判断しております。販売承認前に発生した内部発生開発費は、研究開発費として発生時に費用計上しております。

③使用権資産

当社グループは、借手としてのリース取引について、リース開始日に、使用権資産を取得原価で、リース負債を未払リース料総額の現在価値として測定しております。

使用権資産は、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、無形資産に係るリース、原資産が少額であるリースおよびリース期間が12ヵ月以内の短期リースについては、使用権資産およびリース負債を認識しておりません。少額リースおよび短期リースに係るリース料は、リース料総額をリース期間にわたって、定額法または他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務（法的債務または推定的債務）を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間的価値が重要な場合には、決済のために要すると見積られた支出額の現在価値で測定しており、現在価値の算定には、貨幣の時間的価値とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

(5) 収益の認識基準

当社グループは、利息および配当収益等を除き、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務の充足時または充足するにつれて収益を認識する

① 製商品の販売

製商品の販売は、顧客へ製商品を引き渡した時点で、顧客に製商品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客が当該製商品に対する支配を獲得することにより、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該製商品の引渡時点で収益を認識しております。

製商品の販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量または販売金額に基づくリベートや値引き等を控除した金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価および第三者のために回収する金額を返金負債として計上しております。リベート等の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。また、売上収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

製商品の販売に係る対価は、顧客へ製商品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

② ロイヤルティ収入等

ロイヤルティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定されたライセンス契約等における対価であり、その発生時点を考慮して、売上収益として認識しております。

ライセンス収入は、当社グループが第三者との間で締結した開発品または製品の開発・販売権等に関するライセンス契約等に基づいて受領した契約一時金・マイルストーンによる収入であり、ライセンス契約等において履行義務が一時点で充足される場合には、契約一時金・マイルストーンによる収入については開発権・販売権等を付与した時点で契約上の履行義務が充足されたと判断し、当該時点で売上収益として認識しております。一方、履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、当該対価を契約負債として計上し、個々の契約ごとに決定した履行義務の充足に関する進捗度の測定方法に従い、契約一時金・マイルストーンによる収入を予想される開発期間等の一定期間にわたって売上収益として認識しております。

なお、マイルストーンによる収入は、事後に重大な戻入れが生じる可能性を考慮し、契約上定められたマイルストーンが達成された時点から売上収益として認識しております。

ロイヤルティ収入等は、契約に基づく権利の確定時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) 従業員退職給付の会計処理方法

当社グループの退職給付制度は、主として確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

①確定給付制度

当社グループは、確定給付制度における給付を支給するための費用を、各報告期間の末日に実施する年金数理計算において、予測単位積増方式により測定しております。再測定は、数理計算上の差異、資産上限額の変動の影響、制度資産に係る収益（利息分除く）を含み、発生期間にその他の包括利益に認識することで直ちに連結財政状態計算書に反映されます。その他の包括利益に認識された再測定は直ちに利益剰余金に振り替えられ、純損益には振り替えられません。過去勤務費用は、制度改訂が行われた期間に純損益に認識します。利息純額は、確定給付負債または資産の純額に対して、報告期間の期首時点の割引率を使用して計算し、金融費用または金融収益として表示しております。なお、確定給付費用は以下のように分類されます。

- ・ 勤務費用（当期勤務費用、過去勤務費用等）
- ・ 利息費用純額または利息収益純額
- ・ 再測定

連結財政状態計算書上に認識される退職給付に係る負債または資産は、当社グループの確定給付制度における実際の積立不足または積立超過を表しています。この計算による積立超過は、制度からの返還または制度に対する将来掛金の減額という形による利用可能な将来の経済的便益の現在価値を資産上限額としています。

②確定拠出制度

確定拠出型の退職給付に係る拠出は、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①外貨換算

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場またはそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産および負債は、決算日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算および決済により生じる換算差額は損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産および負債は、決算日の直物為替相場により、収益および費用は平均為替相場を用いて、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識します。

②重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、為替レートの変動によるリスクに対処する観点から、デリバティブとしての先物為替予約をヘッジ手段としてキャッシュ・フロー・ヘッジに指定しております。

ヘッジ関係の開始時に、当社グループはヘッジ取引を行うための戦略に従い、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係について文書化しております。さらに、ヘッジの開始時およびヘッジ期間中に、当社グループは、ヘッジ手段がヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺するのにきわめて有効であるかどうかを文書化しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理は以下のとおりです。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつ、適格なデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益に認識し、その他の資本の構成要素に累積します。利得または損失のうち非有効部分は直ちに純損益に認識されます。

その他の包括利益で認識し、資本に累積されていた金額は、ヘッジ対象が純損益に影響を与えた期間に、認識されたヘッジ対象と同じ項目において純損益に振り替えます。しかし、ヘッジされた予定取引が非金融資産や非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、従前にその他の包括利益で認識し、資本に累積されていた利得または損失は、資本から振り替えられ、非金融資産または非金融負債の取得原価の当初測定に含められます。

ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合、またはもはやヘッジ会計として適格でない場合には、ヘッジ会計を中止しています。その他の包括利益に認識し、資本に累積されていた利得または損失は、そのまま資本に残され、予定取引が最終的に純損益に認識された時点において純損益に振り替えられます。予定取引がもはや発生しないと見込まれる場合には、資本で累積された利得または損失は直ちに純損益に認識されます。

③消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計上の見積りに関する注記)

当社グループの連結計算書類は、収益および費用、資産および負債の測定に関する経営者の見積りおよび仮定を含んでおります。これらの見積りおよび仮定は過去の実績および決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積りおよび仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は経営者により継続して見直されております。これらの見積りおよび仮定の見直しによる影響は、その見積りおよび仮定を見直した期間およびそれ以降の期間において認識しております。

会計方針を適用する過程で行われた判断および見積り、並びに会計上の見積りおよび仮定のうち、連結計算書類に報告された金額に重大な影響を及ぼすものに関する情報は以下のとおりであります。

・無形資産（特許権およびライセンス等）	60,599百万円
・繰延税金資産	33,619百万円
・退職給付に係る負債	3,056百万円
・特許権等実施料引当金	20,721百万円
・偶発債務	—

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保に供している資産
その他の流動資産 6,500百万円
関税法・消費税法に基づき輸入取引に伴う関税・消費税の納期限延長制度を利用する際の担保として供託しております。
2. 資産に係る減価償却累計額（減損損失累計額を含む）
有形固定資産 93,906百万円
3. 資産から直接控除した貸倒引当金
売上債権及びその他の債権 4百万円

4. 偶発債務

2015年9月、当社が保有する抗PD-1抗体および抗PD-L1抗体の用途特許について、米国のダナファーマーがん研究所が発明者の追加を求めて、当社、ブリストル・マイヤーズ スクイブ社ならびに本席佐氏を米国マサチューセッツ州連邦地裁に提訴しました。2019年5月、第一審の判決が出され、Clive R. Wood博士とダナファーマーがん研究所のGordon J. Freeman博士を発明者に追加することが認められました。当社側は判決内容に不服があることから控訴しましたが、2020年7月、第一審を支持する判決が出され、さらに控訴審に対する再審理申立も却下されたため、2021年3月、最高裁判所へ上告しました。

また、2019年6月、Gordon J. Freeman博士から本発明に関する権利および利益を譲り受けたダナファーマーがん研究所は、当社およびブリストル・マイヤーズ スクイブ社が上記特許の独占的所有者として競合他社に対して特許侵害訴訟を提起し、和解またはライセンス契約を締結したことで得たライセンス収入の一部の利益を受ける権利を有していると主張し、米国マサチューセッツ州連邦地裁に提訴しています。

なお、これらの判決および訴訟が、当社グループの経営成績等へ与える影響については、現時点では見積もることはできません。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当連結会計年度に2,307百万円の減損損失を認識しており、販売権の減損損失は連結損益計算書の「売上原価」、仕掛研究開発費の減損損失は「研究開発費」、有形固定資産の減損損失は「その他の費用」にそれぞれ含めて計上しております。

販売権の減損損失は、収益性の低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであり、回収可能価額は使用価値を基礎に算定しております。

仕掛研究開発費の減損損失は、新薬の開発中止に伴い認識したものです。

有形固定資産の減損損失は、将来の使用が見込まれない遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであり、回収可能価額は売却費用控除後の公正価値を基礎に算定しております。

2. その他の収益

その他の収益には、ロシュ社からのPD-L1抗体関連特許に関するライセンス契約締結に伴う契約一時金6,459百万円が含まれております。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式 普通株式	528,341,400	—	—	528,341,400
自己株式 普通株式	29,222,272	1,644	24,500	29,199,416

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りなどによるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月18日 定時株主総会	普通 株式	11,230	22.5	2020年3月31日	2020年6月19日
2020年10月29日 取締役会	普通 株式	11,231	22.5	2020年9月30日	2020年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

決議 (予定)	株式の 種類	配当金 の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月17日 定時株主総会	普通 株式	13,726	利益剰余金	27.5	2021年3月31日	2021年6月18日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数

普通株式 71,500株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、国債等の債券投資を中心に資金運用を行っております。資産構成において、医薬品製造販売業を行う上での短期的な資金需要にも応えられるように流動性が確保された金融資産も組み入れております。デリバティブについては、外貨での資金決済に伴う為替変動リスクを軽減するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびに管理体制

営業債権である売上債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に基づき、与信限度額および取引条件を定めることを原則としております。また、回収懸念の軽減を図るべく取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を第三者の格付け機関から入手し、信用評価を継続的に実施しております。

有価証券および投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および取引企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。把握された時価情報は、定期的に役員に報告されております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値の測定方法

現金及び現金同等物、売上債権及びその他の債権、仕入債務及びその他の債務

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券、投資有価証券

市場性のある有価証券および投資有価証券の公正価値は市場価格を用いて測定しております。非上場株式については、時価純資産方式等の合理的な方法により測定しております。

その他の金融資産およびその他の金融負債

保険積立金

保険積立金の公正価値は、払戻しに伴う契約上の重要な制約がないため、解約払戻金により測定しております。

先物為替予約

先物為替予約の公正価値は、決算日現在の同一の条件に基づく先物為替予約の市場相場により測定しております。

定期預金

定期預金の公正価値は、同様の契約を新規に行った場合に想定される利率を用いて将来キャッシュ・フローを割引く方法により測定しております。

その他

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結財政状態計算書計上額、公正価値およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、公正価値が帳簿価格と一致している金融資産および金融負債は含みません。

（単位：百万円）

	連結財政状態 計算書計上額 （*）	公正価値（*）	差額
（金融資産）			
－有価証券、投資有価証券	149,774	149,827	△53
－その他の金融資産	172,840	172,840	0

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

IFRS第13号「公正価値測定」は金融商品の公正価値の算定に用いたインプットの観察可能性に基づき、金融商品の算定額をレベル1からレベル3までの階層に分類することを要求しております。

公正価値の階層は以下のとおりであります。

レベル1：測定日現在でアクセスできる同一の資産または負債に関する活発な市場における無修正の相場価格

レベル2：資産または負債について直接または間接に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のもの

レベル3：資産または負債についての観察可能でないインプット

(1) 公正価値で測定する金融資産および金融負債

連結財政状態計算書において、公正価値で測定する階層ごとの金融資産および金融負債の公正価値は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(金融資産)				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
－有価証券、投資有価証券	453	－	550	1,003
－その他の金融資産	－	－	6,888	6,888
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
－投資有価証券	141,988	－	2,867	144,855
合計	142,441	－	10,306	152,747
(金融負債)				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
－その他の金融負債	－	188	－	188
合計	－	188	－	188

(2) 償却原価で測定する金融資産および金融負債

連結財政状態計算書において、償却原価で測定する階層ごとの金融資産および金融負債の公正価値は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(金融資産)				
償却原価で測定する金融資産				
－有価証券、投資有価証券	－	3,968	－	3,968
－その他の金融資産	－	165,952	－	165,952
合計	－	169,921	－	169,921

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 1,273円28銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 151円11銭 |

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解
- (1) 財またはサービスの種類別

(単位：百万円)

		金額
	製品商品	214,544
	オブジーボ点滴静注	59,758
	「Keytruda®」(メルク社)	24,333
	その他	10,649
	ロイヤルティ・その他	94,740
売上収益		309,284

(2) 地域別

(単位：百万円)

	金額
日本	212,865
米州	85,566
アジア	7,446
欧州	3,407
合計	309,284

(注) 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

2. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	68,962	74,090
受取手形	1,832	1,917

(注) 1. 重要な契約負債はありません。

2. 過去の期間に充足した履行義務から当期に認識した収益の金額は85,515百万円であり、主なものはマイルストーン収入およびロイヤルティ収入であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、残存履行義務に配分した取引価格はありません。

(その他の注記)

連結注記表は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計
						固定資産 圧縮 積立金	オープン イノベーション 促進積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
2020年4月1日残高	17,358	17,002	－	17,002	4,340	34	－	374,500	87,197	466,071
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△22,464	△22,464
当期純利益									76,927	76,927
オープンイノベーション 促進積立金の積立							18		△18	－
自己株式の取得										
自己株式の処分			13	13						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	13	13	－	－	18	－	54,445	54,463
2021年3月31日残高	17,358	17,002	13	17,015	4,340	34	18	374,500	141,642	520,534

	株 主 資 本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
2020年4月1日残高	△44,699	455,733	56,566	△4,713	51,853	149	507,735
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△22,464					△22,464
当期純利益		76,927					76,927
オープンイノベーション 促進積立金の積立		－					－
自己株式の取得	△3	△3					△3
自己株式の処分	38	50					50
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			12,332	－	12,332	△10	12,321
事業年度中の変動額合計	34	54,510	12,332	－	12,332	△10	66,831
2021年3月31日残高	△44,665	510,243	68,898	△4,713	64,185	138	574,566

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券……………	償却原価法（定額法）
子会社株式および関連会社株式……………	移動平均法による原価法
その他の関係会社有価証券……………	投資事業有限責任組合等については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等……………	移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ……………	時価法
-------------	-----

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法…………… 主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…………… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15～50年
機械装置及び車両運搬具	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金…当事業年度末における売上債権等の貸倒れによる損失に備えて、内規（一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上）に定める基準により算定した額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金…従業員賞与の支給に備えて、支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金…役員賞与の支給に備えて、支給見込額を計上しております。
- (4) 特許権等実施料引当金…第三者への特許権等実施料の支出に備えて、当事業年度末における発生見積額を計上しております。
- (5) 販売促進引当金…販売した製品・商品のうち当事業年度末における特約店在庫分について、その販売促進に要する諸費用に備えて、その在庫に実績を基礎にした販売経費率を乗じた額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度に発生した額を翌事業年度に一括で費用処理することとしております。過去勤務費用は、発生時から一年間で費用処理することとしております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用し、利息および配当収益等を除き、次の5つのステップを適用することにより認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時または充足するにつれて収益を認識する

なお、当社が認識した収益に係る対価は、顧客へ製商品を引き渡した時点、または契約に基づきロイヤルティ収入等の権利が確定した時点から、主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容および当該履行義務に係る収益を認識する通常の時点は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務等（予定取引を含む）

ヘッジ方針

外貨建取引に係る相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

投機的な取引および短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

ヘッジの有効性

ヘッジの有効性については、それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより有効であることを評価しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）および「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）を当事業年度から適用しております。なお、この変更による当事業年度の損益、財政状態および1株当たり情報への影響はありません。

(表示方法の変更)

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

また、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を当事業年度から適用しております。なお、当社は2019年3月期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しております。

2. 損益計算書関係

前事業年度の損益計算書において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

また、前事業年度の損益計算書において、独立掲記していた「固定資産除却損」(当事業年度38百万円)および「減損損失」(当事業年度0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

当社の計算書類は、収益および費用、資産および負債の測定に関する経営者の見積りおよび仮定を含んでおります。これらの見積りおよび仮定は過去の実績および決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積りおよび仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は経営者により継続して見直されております。これらの見積りおよび仮定の見直しによる影響は、その見積りおよび仮定を見直した期間およびそれ以降の期間において認識しております。

会計方針を適用する過程で行われた判断および見積り、並びに会計上の見積りおよび仮定のうち、計算書類に報告された金額に重大な影響を及ぼすものに関する情報は以下のとおりであります。

・繰延税金資産	53,411百万円
・退職給付引当金	5,949百万円
・特許権等実施料引当金	20,721百万円
・偶発債務	—

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産 その他の流動資産 6,500百万円
関税法・消費税法に基づき輸入取引に伴う関税・消費税の納期限延長制度を利用する際の担保として供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 75,733百万円

3. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

短期金銭債権	2,873百万円
長期金銭債権	10百万円
短期金銭債務	218百万円
長期金銭債務	20百万円

4. 保証債務等

会社	内容	金額
オノ・ファーマ・ユーエスエー インク	家賃支払等に対する保証	2,004百万円

5. 偶発債務

2015年9月、当社が保有する抗PD-1抗体および抗PD-L1抗体の用途特許について、米国のダナファーマーがん研究所が発明者の追加を求めて、当社、ブリストル・マイヤーズ スクイブ社ならびに本庶佑氏を米国マサチューセッツ州連邦地裁に提訴しました。2019年5月、第一審の判決が出され、Clive R. Wood博士とダナファーマーがん研究所のGordon J. Freeman博士を発明者に追加することが認められました。当社側は判決内容に不服があることから控訴しましたが、2020年7月、第一審を支持する判決が出され、さらに控訴審に対する再審理申立も却下されたため、2021年3月、最高裁判所へ上告しました。

また、2019年6月、Gordon J. Freeman博士から本発明に関する権利および利益を譲り受けたダナファーマーがん研究所は、当社およびブリストル・マイヤーズ スクイブ社が上記特許の独占的所有者として競合他社に対して特許侵害訴訟を提起し、和解またはライセンス契約を締結したことで得たライセンス収入の一部の利益を受ける権利を有していると主張し、米国マサチューセッツ州連邦地裁に提訴しています。

なお、これらの判決および訴訟が、当社グループの経営成績等へ与える影響については、現時点では見積もることはできません。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	4,123百万円
仕入高	1,436百万円
その他の営業取引高	2,560百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	7百万円
不動産等に係る収入	61百万円
その他の営業取引以外の取引高	7百万円

2. 特別利益の契約一時金収入は、2020年11月にロシュ社からPD-L1抗体関連特許に関するライセンス契約締結に伴う契約一時金を得たことによるものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	29,158,562	1,045	24,500	29,135,107

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 普通株式の自己株式数の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

前払試験研究費	58,478百万円
賞与引当金	1,747百万円
未払事業税	1,340百万円
販売促進引当金	362百万円
特許権等実施料引当金	6,341百万円
未払金	2,319百万円
投資有価証券評価損	1,667百万円
退職給付引当金	3,801百万円
償却資産等償却費	3,479百万円
その他	4,608百万円
繰延税金資産小計	84,144百万円
評価性引当額	△1,779百万円
繰延税金資産合計	82,364百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△28,734百万円
固定資産圧縮積立金	△15百万円
その他	△204百万円
繰延税金負債合計	△28,954百万円
繰延税金資産の純額	53,411百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産の他、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

・ 1 株当たり純資産額	1,150円68銭
・ 1 株当たり当期純利益	154円10銭

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(その他の注記)

個別注記表は、百万円未満を四捨五入して表示しております。